



19岩県北南第 26号
令和 元年 8月23日

八戸市地域公共交通会議
会 長 武 山 泰 様

岩手県盛岡市厨川一丁目17-18
岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 松 本 順



八食200円以下バスの運賃設定について（申出）

このことについて、道路運送法第9条第4項の規定による運賃の届出を行うため、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、申し出いたします。

○添付書類

- ・運賃届出書（案）
- ・別紙1 八食200円以下バス運賃見直しについて
- ・別紙2 三角表
- ・別紙3 運賃の適用方法
- ・参考資料

東北運輸局長 吉田 耕一郎 殿

岩手県盛岡市厨川一丁目17番18号
岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 松 本 順

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記の通り届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

岩手県盛岡市厨川一丁目17番18号
岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 松 本 順

2. 設定しようする運賃を適用する路線

八食200円以下バス

- ・八食センター～内舟渡・中心街（六日町）・内舟渡～八食センター
- ・八食センター～内舟渡～中心街（六日町）

3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

(1) 種 類 特殊普通旅客運賃

(2) 額 別紙2 三角表記載のとおり

現行運賃	150 円	200 円
改定運賃	170 円	200 円

(3) 適用方法 別紙3のとおり

3. 実施予定日

令和元年10月1日より

八食 200 円以下バス運賃見直しについて

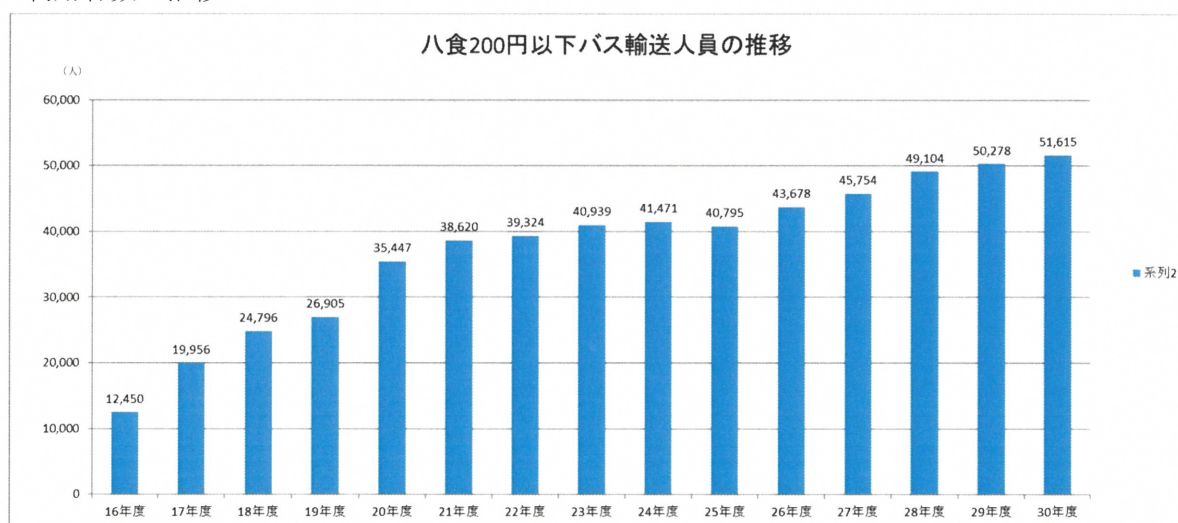
1. 運行の経緯

協同組合八食センターとの運行委託契約により、平成 16 年 7 月 1 日より八戸中心街と八食センターを結ぶ路線として、「八食 200 円以下バス」を運行開始。

200 円以下バスの名称は、運賃の「200 円以下」と「八戸のイカ」のかけ合わせ。

バス車両もラッピングをし、お客様へも八食 200 円以下バスとして広く周知されてきた。利用者数も年々増加傾向にある。

・利用者数の推移



2. 運賃について

令和元年 10 月 1 日より、八戸市内上限化運賃を一律 20 円アップ（初乗り 150 円→170 円へ、以降 50 円刻み、上限 300 円→320 円へ）とするが、当該八食 200 以下バスは、初乗り 150 円を 20 円値上げの 170 円とし、現状の 200 円は据え置きとしたい。

3. 運賃据え置きの理由

運行の委託先である八食センターの意向もあり、現状の運賃 200 円以下を維持しつつ、これまで慣れ親しんできた名称も継続していきたい。当該運行路線は、中心街から八食センター、また八食センターから中心街への利用を大きな目的としており、ターゲットとしては観光客やビジネスマンをメインで考えている。

他の路線との競合区間も有るが、運賃の差（他の路線は 220 円に対し、当該運行路線は 200 円）による利用者への影響は少ないものとする。（定期券は販売しない。）

普通旅客運賃及び新旧運賃対照表

八食センター～(内舟渡・六日町・内舟渡)～八食センター 間 整理番号 6 号

1. 基準賃率及び平均賃率

	現 行	改 定
基準賃率	46円70銭	46円70銭
平均賃率		

2. 割増区間

割増理由	区 間
割増	
割増	
割増	

3. 指定停留所

区界停留所	指定停留所	経程	新設廃止
下長	下長	0	
	千田	0.5	
	長苗代	0.9	
西売市	緑ヶ丘	0.3	
	西売市	0	
	南売市	0.4	
新荒町	桜木町	0.3	
	新荒町	0	
	荒町	0.2	
中心街ターミナル ⑤番六日町	二十三日町	0.6	
	十三日町	0.4	
	六日町	0	
	十六日町	0.2	

$$\frac{37円70銭}{46円70銭} = 0.8073$$

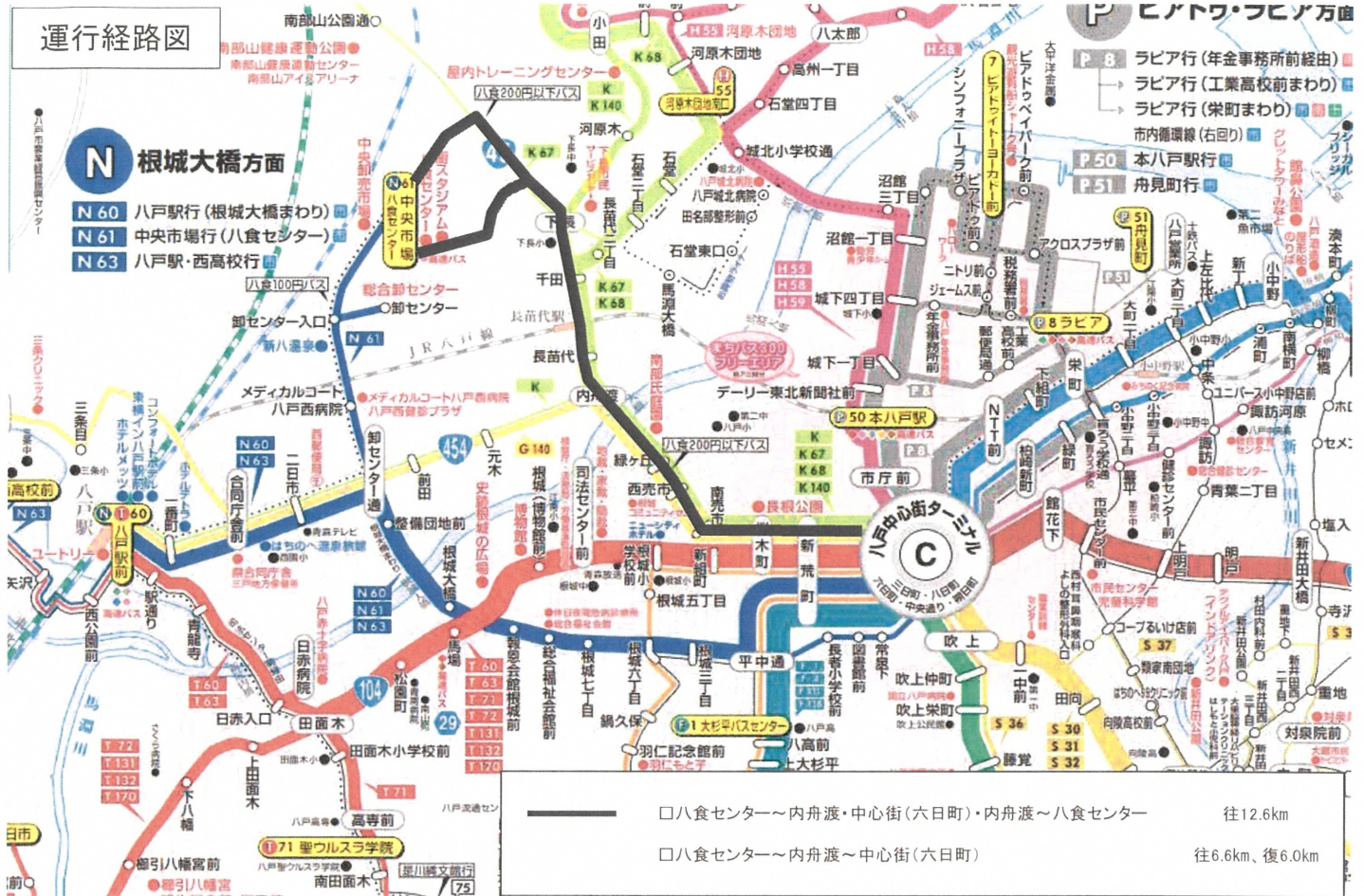
◆協議運賃
八戸市内
初乗り(旧運賃130) 現行150
旧運賃150～190 現行150
現行200～240 現行200
令和元年10月1日～
170円
200円(上限)



計	上限運賃	130	320	530	740	1,010	1,360	1,690	2,070	2,600	3,390	13,840
	旧実施運賃	130	310	500	680	870	1,050	1,270	1,470	1,700	1,910	9,890
	実施運賃	170	340	540	740	910	1,110	1,310	1,510	1,740	1,940	10,310
	差 分	1.6	4.4	7.4	11.4	16.4	23.6	30.6	38.6	51.2	71.2	256.4

■運賃の適用方法

- (1) この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。
- (2) 運賃区界でない停留所から乗車する旅客の運賃は指定停留所を除いて、その外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。
 指定停留所から乗車する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。
 但し、同一運賃区界停留所に属する指定停留所相互間の運賃が異なる場合は、低額の運賃を適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。
 大人運賃 中学生以上の者
 小児運賃 小学生以下の者
- (4) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。
 - ア 普通旅客運賃
 - (イ) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道 1 回乗車する場合に適用する。
 - (ロ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。
 - イ 回数旅客運賃は、旅客が同一停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
 但し、金額を表示した回数券を購入する旅客については、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
 - (イ) 通学回数旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するもの及び学校教育法第 1 条に規定する高等学校、大学の通信教育学部の学生又は生徒で、面接授業を受けるために学校に通学するものとする。
 - (ロ) 回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車は認めない。
 - (ニ) 定期旅客運賃は、座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。
 - (ホ) お買物回数券のみ使用時間を、下車時間が 10 時から 16 時 30 分の間に制限する。
- (5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。
 - イ 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する割引
 身体障がい者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障がい者の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人（当社において介護を必要と認めた場合に限る）が介護のために乗車するとき。
 - ロ 児童福祉法の適用を受けるものに対する割引
 児童福祉法第 12 条の 4 及び第 41 条から第 44 条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人（当社において付添いを必要と認めた場合）が養護等のために乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき。
- (6) 運賃の割引で 2 以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して割引をしない。
- (7) 小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。
 小荷物運賃は、荷主から物品の運送を引受けた場合に適用する。



時刻表

■八食センター発着 中心街(5番六日町)～八食センター(厨スタジアム東口)

2019/4/1現在

八食センター発	八食センターからの運賃	(四ヶ月～二ヶ月の毎週日曜日、ほか臨時開催日あり)	※館鼻岸壁朝市開催日のみ運行	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	18:10
下長	150円			10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	18:14
千田	150円			10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	18:15
長苗代	150円			10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	18:16
内舟渡	150円			10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	18:17
緑ヶ丘	200円			10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	18:19
西売市	200円			10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	18:20
南売市	200円			10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	18:21
桜木町	200円			10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	18:23
新荒町	200円			10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	18:24
荒町	200円			10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	18:25
二十三日町	200円			10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	18:26
十三日町	200円			10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	18:27
中心街ターミナル(5番六日町)	中心街からの運賃	8:30	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	18:30
十六日町	150円	8:31	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	
新荒町	150円	8:34	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	
桜木町	150円	8:35	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	
南売市	150円	8:37	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	
西売市	150円	8:38	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	
緑ヶ丘	150円	8:39	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	
内舟渡	150円	8:41	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	
長苗代	200円	8:42	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	
千田	200円	8:43	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	
下長	200円	8:44	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	
八食センター着	200円	8:47	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	